

法務省危機管理専門家会議の開催について

令和 2 年 4 月 6 日 決定
令和 2 年 9 月 30 日 改定
法 務 大 臣

1. 趣旨

法務省における新型コロナウイルス感染症対策等の危機管理対応について、有識者の専門的な知見の活用を図るため、「法務省危機管理専門家会議」（以下「会議」という。）を開催する。

2. 会議の構成

- （１）会議は、法務大臣が指名した有識者をもって構成し、法務大臣の判断により、構成員を変更することができる。
- （２）会議の構成員となる有識者の任期は、当面の間、令和 3 年 3 月 31 日までとする。
- （３）会議の開催については、法務大臣が決定する。
- （４）法務大臣は、必要に応じ、構成員以外の関係行政機関の職員その他関係者の出席を求めることができる。

3. 会議の庶務は、大臣官房秘書課総務係において処理する。

4. 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、法務大臣が定める。